

議案第76号

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理

者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間にその指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第12条第3項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第14条の2 指定居宅介護支援事業者は、その指定居宅介護支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年福岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（管理者に係る経過措置）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において、当該事業所における福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第14条の2（改正後の条例第16条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。